

平成 30 年(2018 年)7 月 25 日

利用者(団体) 様

滋賀県立アイスアリーナ支配人

特別警報、暴風警報発令時の対応について

近年、これまでの経験や常識を覆すような異常気象と災害が発生していることを踏まえて、気象警報発令時にはつぎのとおり対応しますのでご理解とご協力をお願いします。

- 1 滋賀県全域または滋賀県近江南部に特別警報(暴風、大雨など全種類)が発令された場合や発令が予想される場合は営業を休止します。
- 2 滋賀県全域または滋賀県近江南部に暴風(暴風雪)警報が発令された場合や発令が予想される場合は営業を休止します。
- 3 暴風(暴風雪)警報以外の警報が発令されても原則として営業を行いますが、状況によっては特別警報や暴風(暴風雪)警報に準じた対応をすることもあります。
- 4 営業を休止する場合は、ホームページで告知します。また、使用を予定している団体の責任者に速やかに連絡します。
- 5 使用中に特別警報や暴風(暴風雪)警報が発令された場合は職員の指示に従って行動してください。
- 6 特別警報、暴風(暴風雪)警報が営業時間内に解除されても施設の状況や諸般の事情でその後の営業を再開できないこともあります。
- 7 以上の対応は貸切使用、一般滑走営業共通です。
- 8 特例承認による大会、競技会の場合は大会、競技会要項に基づき対応をお願いします。実施要項には警報発令時の対応を記載してください。(大会、競技会事前打ち合わせで確認します。)